

## 政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令案の概要

### 1. 省令改正理由

政治資金規正法の一部を改正する法律（平成19年法律第135号）の施行により、国会議員関係政治団体の特例及び登録政治資金監査人制度が創設された。

これに伴い、国会議員関係政治団体の収支報告書の記載に関する事項、登録政治資金監査人に関する事項等について所要の規定の整備を行う。

### 2. 省令改正の概要

#### (1) 国会議員関係政治団体の収支報告書の記載に関する事項

（収支報告書の様式及び記載要領の改正）

- 収支報告書の様式（別記第7号様式）・その1（表紙）に、「国会議員関係政治団体の区分」欄を設け、政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体にあつてはその旨、その代表者である公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を、同項第2号に係る国会議員関係政治団体にあつてはその旨、同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を記載することとし、また、「国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間」欄を設け、国会議員関係政治団体に関する特例が適用されていた期間を記載することとする。これに併せて、記載要領にこれらの記載方法を定めること。
- 収支報告書の様式（別記第7号様式）・その20（宣誓書）に、国会議員関係政治団体については収支報告書に政治資金監査報告書を添付する旨を追加すること。

#### (2) 登録政治資金監査人に関する事項

法第19条の13第5項の総務省令で定める者を、

- ・ 国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者又は会計責任者の配偶者
- ・ 国会議員関係政治団体の役職員又はその配偶者
- ・ 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体にあつては同号の公職の候補者又はその配偶者

とすること。

#### (3) 国会議員関係政治団体に係る通知文書に関する事項

- ① 国会議員関係政治団体に該当する旨の通知文書

法第19条の8第1項の規定により、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者が、法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に該当する政治団体に対し、同号に係る国会議員関係政治団体に該当するため法第6条第1項又は法第7条第1項の規定による届出をする必要がある旨を通知する文書の様式に、法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に該当した年月日を記載する欄を設けること。

② 国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知文書

法第19条の8第2項の規定により、同条第1項の通知をした者が、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなったときに、当該政治団体に対し、法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に該当しなくなったため法第7条第1項の規定による届出をする必要がある旨を通知する文書の様式に、法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に該当しなくなった年月日を記載する欄を設けること。

(4) 収支報告書の要旨の公表に関する事項

収支報告書の要旨の公表の様式に、政治団体が国会議員関係政治団体である場合には国会議員関係政治団体である旨を記載することとすること。

### 3. 施行期日

一部の規定を除き、平成21年1月1日に施行を予定